

令和4年度

長田区地域文化資源保存活動補助金

募集要項

長田区役所

1. 目的

本補助は、長田区内に伝わる、地域の伝統文化としてコミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等に関する物的資源（地域文化資源）について、その保存及び活用のために必要な措置を講じることにより、地域活動の担い手育成のきっかけを与え、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

2. 補助金の額

予算の範囲内で、対象となる経費の1/2以内かつ上限50万円

3. 補助対象

(1) 対象となる団体

地域住民で組織された団体、または、長田区に活動拠点のある市民活動団体を原則とします。

※ただし、宗教活動・政党活動又は営利を目的とする団体は除きます。

(2) 対象となる活動

地域住民により守り伝えられてきた行事や民俗芸能等で、概ね50年以上の期間続いているもの

※ただし、下記のような活動は補助対象から除きます。

《対象外となる活動》

- ・行政機関又はそれに準ずる機関(国・県・市及びそれらの外郭団体等)により、文化財の保護等に関する指定・登録・認定を受けた(又は受ける予定)のもの
- ・日常作業で行うような維持管理業務
- ・その他区長が適当と認めないもの

(3) 対象となる経費

地域文化資源の補修、修理、復旧及び購入に要する経費

※下記のような地域文化資源の保存活動に要する経費は補助対象から除きます。

《「長田区地域文化資源保存活動補助金交付要綱」に基づく対象外経費》

- ・5年以内に本補助又は他区の地域文化資源保存活動補助を受けているもの
(5年以内に補助を受けた団体であっても、同一の地域文化資源の補修・修理・復旧でない場合は、補助の対象となります。)
- ・同一年度内に他区の地域文化資源保存活動補助に申請をしているもの
- ・神社や仏閣等の建造物等に関するもの
- ・公開することが困難と認められるもの
- ・団体の構成員個人が所有権を要するもの
- ・使用耐用年数が1年を超えないもの
- ・請求書又は領収書がない等使途が不明なもの
- ・その他区長が適当と認めないもの

《「神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱」に基づく対象外経費》

- ・他の地域団体その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金（地域団体が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く）
- ・単に、地域団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与、報酬等（広報配布費等の報償費は除く）

- ・慶弔費
- ・飲食を主たる目的とした会合に係る経費
- ・国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費

(4) 補助の対象となる時期

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※ 下記の募集期間までに実施、または、完了されている補修等の経費であっても、事業の実施が確認できれば補助の対象となります。

4. 応募方法

(1) 募集期間

令和4年6月1日（水）～30日（木）

(2) 応募書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式自由）
- ③ 収支予算書又はこれに代わる書類

※ 事業計画書は、様式自由ですが、補助の対象となる地域文化資源の状況と実施する保存活動の概要が分かるように作成してください。具体的な記載項目については、P5の事業計画書（例）をご参照ください。

(3) 受付場所

下記受付場所に持参の上、直接ご提出ください。（郵送での受付はいたしません）

受付場所： 神戸市長田区北町3-4-3

長田区役所3階3番窓口 まちづくり課 広報相談係

5. 補助金交付までの手続き

- (1) ご提出いただいた書類をもとに審査をいたします。審査の結果は書面にてご案内いたします。
- (2) 審査の結果、採択となった団体には、交付予定額等を記載した補助金交付決定通知書を送付いたします。また、補修等が完了した後に実績報告書、収支決算書、領収書等及び実施状況が分かる書類をご提出いただきます。
- (3) 補助金の交付は、上記の実績報告書等をもとに、内容を確認してから行います。
※ 採択となった団体には、手続き等に関する詳細をご案内いたします。

6. 問合せ先

長田区役所 3階 まちづくり課 広報相談係

TEL：(078) 579-2311

補助金交付申請書

〇〇年 Y月 Z日

長田区長宛

住 所 神戸市長田区XX町Y丁目-Z

団 体 名 〇〇〇活動保存会

代表者名 神戸 長田郎

下記補助金の交付について、申請します。

記

補助対象経費の1/2以内かつ
上限50万円の金額をご記入ください。

補助事業の名称	〇〇〇活動	
補助金の額	¥〇〇〇,〇〇〇-	
補助事業の期間	着手予定年月日	〇〇年 6月 1日
	完了予定年月日	〇〇年 3月 1日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類（見積書の写し等） 	
担当者	氏名	神戸 長田郎
	連絡先（電話）	0XX-XXXX-YYYY

申請される年度内でご記入ください。
着手予定日は、申請日以前でもかまいません。

事業計画書

(ふりがな) 団体名	かつどうほぞんかい 〇〇〇活動保存会	
主たる活動拠点	神戸市長田区XX町Y丁目-Z	
活動の概要	長田区内発祥の〇〇活動について、その活動を保存及び普及・周知するために、長田区を中心にイベント等に出演・出演し活動している。	
最近の主な活動	年 月	内容
	20XX年4月	〇〇の特設会場にてチャリティー出演
	20XX年6月	〇〇祭りにて出展
補助申請する 地域文化資源	措置の種別	補助申請の内容 (品名・個数も記載ください)
	<input checked="" type="checkbox"/> 補修・修理・復旧 <input type="checkbox"/> 購入	活動に必要な太鼓の張替え及び胴の修理 (5張)
	<input type="checkbox"/> 補修・修理・復旧 <input checked="" type="checkbox"/> 購入	経年劣化によるバチの買い替え (5セット)
	<input type="checkbox"/> 補修・修理・復旧 <input type="checkbox"/> 購入	
※現在の状態の記入や写真等の添付をお願いします。		
修理する太鼓の状況写真		購入を予定しているバチの写真 or 現在のバチの状態
確認事項		
Q1. 申請する地域文化資源を用いた行事や伝統芸能等は、地域において概ね50年以上続いていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
Q2. 広く一般に活動を公開することは可能ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
Q3. 申請する地域文化資源は、国、県、市等に指定・登録された文化財に関連するものではありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 文化財に関連しない <input type="checkbox"/> 文化財に関連する		
Q4. 申請する地域文化資源は、過去5年以内に、長田区又は他区の地域文化資源保存活動補助を受けていませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている (年度)		
Q5. 申請する地域文化資源は、団体の個人が所有することになりますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 個人が所有しない (団体で管理する) <input type="checkbox"/> 個人が所有する		
Q6. 申請する地域文化資源は、国、県、市及びその他の団体等から補助金等の交付を受けていませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている		

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域文化資源保存活動に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 長田区内に伝わる、地域の伝統文化としてコミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等に関する物的資源（以下「地域文化資源」という。）について、その保存及び活用のために必要な措置を講じることにより、地域活動の担い手育成のきっかけを与えるとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域住民で組織された団体
- (2) 長田区に活動拠点がある市民活動団体
- (3) その他区長が認める団体

(補助対象活動)

第 3 条 この要綱において補助対象となる活動は、地域の伝統文化としてコミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等で、概ね 50 年以上の期間続いているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは、補助事業の対象としない。

- (1) 神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成 9 年 3 月条例第 50 号。以下「条例」という）の規定に基づき指定、登録、認定されたもの（予定含む）
- (2) 文化財の保護等に関連して、国、県及び関係部局の指定、支援を受けているもの（予定含む）
- (3) 日常作業で行うような維持管理業務
- (4) その他区長が適当と認めないもの

(補助対象経費)

第 4 条 補助事業の対象となる経費は、第 2 条の規定に基づく補助対象者が当該年度内に実施する地域文化資源の保存活動に要する経費のうち、地域文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるものは、補助事業の対象としない。

- (1) 5 年以内にこの要綱に基づく補助又は他区の地域文化資源保存活動補助を受けているもの
- (2) 同一年度内に他区の地域文化資源保存活動補助に申請を行っているもの
- (3) 神社・仏閣等の建造物等に関するもの
- (4) 公開することが困難と認められるもの
- (5) 補助対象者の構成員個人が所有権を有するもの
- (6) 使用耐用年数が 1 年を超えないもの
- (7) 請求書又は領収書がない等使途が不明なもの
- (8) その他区長が適当と認めないもの

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の 1/2 以内（ただし限度額 50 万円）を補助するものとする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を別に定める期間に区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(審査委員会)

第7条 区長は、申請された事業内容を審査するため、審査委員会を設置することができるものとする。

2 審査委員会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付の決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第9条 前条第1項により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という)は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業に係る収支決算書

(交付額の確定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書(様式第9号)

(2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

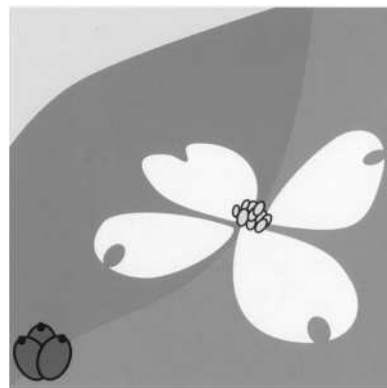
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



長田区の花 サルビア



長田区の木 ハナミズキ

申請手続きおよび問い合わせ

長田区役所まちづくり課

ところ 神戸市長田区北町3丁目4番3号 長田区役所 3階

でんわ 078-579-2311

F A X 078-579-2301

受付時間 午前9時～午後5時（除く土曜・日曜・祝日）